

## 内部監査の実施状況について

(平成29年3月31日現在)

監査対象 官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室	平成28年11月7日 から11月22日にか けて実施	・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項	・通勤手当の認定の事務処 理について、不整合が認めら れた。(1課)  ・出勤簿の事務処理につい て、不整合な事案が認められ た。(1課)	・認定事務処理に不整合が生じない よう、徹底した管理を行うこととした。  ・出勤簿事務処理に不整合が生じな いよう、徹底した管理を行うこととし た。
管内労働 基準監督署 全7署	平成28年9月21日 から10月21日にか けて実施	・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項	・超過勤務手当の事務処理 について、不整合が認められ た。(1署)  ・官用車の使用にあたり所定 の手続きが行われていなか った。(2署)  ・出勤簿の事務処理につい て、不整合な事案が認められ た。(1課)	・超過勤務の実施にあたり、不整合 が生じないよう、徹底した管理を行う こととした。  ・官用車の使用にあたり所定の手続 きをするよう徹底した。  ・出勤簿事務処理に不整合が生じな いよう、徹底した管理を行うこととし た。

<p>管内公共 職業安定所 全12所</p>	<p>平成28年10月3日 から10月28日にか けて実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計経理事務に関する事項</li> <li>・管理事務に関する事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤簿の事務処理について、不整合な事案が認められた。(3所)</li> <li>・官用車の使用にあたり所定の手続きが行われていなかった。(3所)</li> <li>・休暇承認の手續に不適切な漏れの事案が認められた。(2所)</li> <li>・通勤手当の認定の事務処理について、不整合が認められた。(3所)</li> <li>・出張命令に係る事務処理について、所定の手続きを行われていなかった。(1所)</li> <li>・年次有給休暇の事務処理について不整合が認められた。(1所)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤簿事務処理に不整合が生じないよう、徹底した管理を行うこととした。</li> <li>・官用車の使用にあたり所定の手続きをするよう徹底した。</li> <li>・休暇承認するにあたり所定の手続きをするよう徹底した。</li> <li>・認定事務処理に不整合が生じないよう、徹底した管理を行うこととした。</li> <li>・出張命令するにあたり所定の手続きをするよう徹底した。</li> <li>年次有給休暇の事務処理に不整合が生じないよう、徹底した管理を行うこととした。</li> </ul>
--------------------------------	---	--	--	--